

江北地区デマンド型交通運行事業 制度概要 ＜新旧対照表＞

区分	旧	新（10月1日から）	備考
委託料	乗合運送の運行に係る業務委託料は、運行1便1台につき、税込2,800円から利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。	乗合運送の運行に係る業務委託料は、運行1便1台につき、税込 3,200円 から利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。	5/31からの札幌交通圏（札幌、江別、北広島、石狩）のタクシー運賃値上げに伴う改定。

豊幌地区デマンド型交通運行事業 制度概要 ＜新旧対照表＞

区分	旧	新（10月1日から）	備考
委託料	乗合運送の運行に係る業務委託料は、運行1便1台につき、税込4,500円から利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。	乗合運送の運行に係る業務委託料は、運行1便1台につき、税込 5,100円 から利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。	5/31からの札幌交通圏（札幌、江別、北広島、石狩）のタクシー運賃値上げに伴う改定。

江北地区におけるデマンド型交通運行事業 制度設計書

1. 事業全体の概要

区 分	内 容
(1) 事業主体	所在地：江別市美原1445番地 江別市都市と農村の交流センター「えみくる」内 名 称：特定非営利活動法人えべつ江北まちづくり会 (以下「江北まちづくり会」という。)
(2) 江北地区における自治会の位置付け	①江北地区の4自治会（篠津、豊栄、美原、八幡自治会）で構成する江北地区協議会は、当該事業の実施を江北まちづくり会へ委任する。 ②4自治会長は江北まちづくり会の構成員になっており、地区として一体的に当該事業の実施に取り組む。
(3) 事業の目的	江北地区は、平成28年3月をもって、バス路線「当江線」が廃止され、それ以降、公共交通の不便な状態が続いているので、同地区の高齢者等の通院、買物等を支援するための持続可能な交通手段として乗合運送の運行を実施するもの。
(4) 事業の構成	① 会員制度の運営（会員の募集、登録、会費の徴収等） ② 乗合運送の運営（会員による利用、乗合運送の実施等） ③ ①②を運営するための人員配置、会計経理その他の業務 ④ その他当該事業を実施するうえで必要な業務
(5) 運行方法	上記(4)②における実際の乗合運送の運行は、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）へ業務委託することで実施する。
(6) その他	当該事業に必要な経費は、江別市が補助する。

2. 会員制度の概要

区 分	内 容
(1) 会員制度の趣旨	当該事業による乗合運送の運用の効率化のため、次のいずれかの目的により乗合運送を利用しようとする者を事前に会員として登録する。 ① 通院、入退院 ② 買物 ③ 公共施設、公共交通機関の利用（通勤・通学は除く） ④ ①②③により利用する者の付添 ⑤ その他（江北まちづくり会として必要と認める場合）

(2) 会員登録対象者	<p>江北地区に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 60歳以上の者</p> <p>② 障がい者等</p> <p>③ ①②の者に付添する者</p> <p>④ その他（江北まちづくり会として必要と認める者）</p>
(3) 会員登録の方法、会員証の交付	<p>① 当該事業による乗合運送を利用しようとする者は、江北まちづくり会へ事前に会員登録を申請する。</p> <p>② 江北まちづくり会は、利用対象者であると判断したときは、当該申請者に対し、会員証を交付する。</p> <p>③ 会員証の交付を受けた者（以下「会員」という。）における登録内容の変更は、①②の例による。</p>
(4) 会員の退会	<p>① 当該事業による乗合運送の利用をやめるとき</p> <p>② 江北地区から転出するとき</p> <p>③ 江北まちづくり会として退会させる必要があると認めるとき</p>
(5) 会費	<p>江北まちづくり会は、会員登録の際に月額換算400円による年会費（年4,800円）を徴収し、当該事業の財源に充てる。</p>
(6) 会員名簿の作成、管理	<p>① 江北まちづくり会は、会員名簿を作成、随時更新のうえ、適切に管理する。</p> <p>② 江北まちづくり会は、上記1(5)のタクシー事業者に会員名簿を提供し、タクシー事業者は、会員名簿を適切に管理する</p> <p>（江北まちづくり会とタクシー事業者の間で、個人情報保護に係る契約を締結）。</p>
(7) 会員制度運用の詳細、会則等	<p>江北まちづくり会が定める。</p> <p>※制度利用が目的ではないが、制度趣旨を理解し制度を支える目的での賛助会員を募ることができる。</p>

3. 運行制度の概要

区 分	内 容
(1) 法令上の運行方法	<p>タクシー事業者が国土交通大臣から道路運送法第4条の内、一般乗合旅客運送事業の許可を受けて運行する。</p>
(2) 運行を受託するタクシー事業者	<p>上記1(5)によりに乗合運送の運行業務を受託するタクシー事業者は、次の者とする。</p> <p>所在地：江別市東光町14番地の4</p> <p>名称：山崎自動車工業株式会社（山崎ハイヤー）</p>
(3) 運行形態	<p>デマンド型、自由経路型、基本ダイヤ型</p>

<p>(4) 運行地域、乗降場所</p>	<p>利用者側地区：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江北地区（江別市篠津、中島、八幡、美原）内。 ・会員（予約者）自宅前にて乗降。 <p>市街地側乗降場所：次の計 11 か所</p> <p>① JR 江別駅、② JA 道央江別支所、③ 江別市立病院、④ 2 番通 4 丁目、⑤ ホクレンショップ元江別店、⑥ コープさっぽろえべつ店、⑦ 江別市役所、⑧ 江別谷藤脳神経クリニック、⑨ イオン江別店、⑩ 片山内科胃腸科医院、⑪ 溪和会江別病院</p> <p>※ 別紙「運行区域図」参照。</p>																											
<p>(5) 運行車両</p>	<p>会員（予約者）が 4 名まで乗ることのできる車両</p>																											
<p>(6) 運行日等</p>	<p>① 運行日は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の週 5 日（これらの曜日が祝日にあたる場合も運行する）。ただし、これに関わらず、12 月 29 日から 1 月 3 日の期間（年末年始）は運行しない。</p> <p>② また、天候の急変等により、運行の安全に支障があるものと認められる日、時間は運行しない。</p>																											
<p>(7) 車両の表示</p>	<p>会員（予約者）等から江北地区デマンド型交通の運行車両であることが分かるよう、車両に表示する。</p>																											
<p>(8) 運行便</p>	<p>1 日 7 便（往路 3 便、復路 4 便）を設定し、会員から利用予約のある便を運行する。（乗合状況により発着予定時刻は前後する）</p> <p>① 往路（発着予定時刻）</p> <table border="1" data-bbox="534 1305 1329 1585"> <thead> <tr> <th></th> <th>江北地区発</th> <th>市街地着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 便</td> <td>7 : 30 頃</td> <td>8 : 00 頃</td> </tr> <tr> <td>第 2 便</td> <td>9 : 30 頃</td> <td>10 : 00 頃</td> </tr> <tr> <td>第 3 便</td> <td>11 : 00 頃</td> <td>11 : 30 頃</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 復路（発着予定時刻）</p> <table border="1" data-bbox="534 1682 1329 2029"> <thead> <tr> <th></th> <th>市街地発</th> <th>江北地区着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 便</td> <td>11 : 30 頃</td> <td>12 : 00 頃</td> </tr> <tr> <td>第 5 便</td> <td>13 : 00 頃</td> <td>13 : 30 頃</td> </tr> <tr> <td>第 6 便</td> <td>14 : 00 頃</td> <td>14 : 30 頃</td> </tr> <tr> <td>第 7 便</td> <td>15 : 00 頃</td> <td>15 : 30 頃</td> </tr> </tbody> </table>		江北地区発	市街地着	第 1 便	7 : 30 頃	8 : 00 頃	第 2 便	9 : 30 頃	10 : 00 頃	第 3 便	11 : 00 頃	11 : 30 頃		市街地発	江北地区着	第 4 便	11 : 30 頃	12 : 00 頃	第 5 便	13 : 00 頃	13 : 30 頃	第 6 便	14 : 00 頃	14 : 30 頃	第 7 便	15 : 00 頃	15 : 30 頃
	江北地区発	市街地着																										
第 1 便	7 : 30 頃	8 : 00 頃																										
第 2 便	9 : 30 頃	10 : 00 頃																										
第 3 便	11 : 00 頃	11 : 30 頃																										
	市街地発	江北地区着																										
第 4 便	11 : 30 頃	12 : 00 頃																										
第 5 便	13 : 00 頃	13 : 30 頃																										
第 6 便	14 : 00 頃	14 : 30 頃																										
第 7 便	15 : 00 頃	15 : 30 頃																										

(9) 予約受付等	<p>① 予約受付窓口は、山崎自動車工業株式会社に置く。</p> <p>② 会員からの予約の締切時間は、当該便運行日の前日の18時とする。</p> <p>③ 予約には、電話、FAX等を使用する。</p>
(10) 同一便での増車	1便あたりの会員の予約が、乗車定員4名を超える場合、同一便で1台まで増車する（8人まで予約受付可能）。
(11) 運行したものとみなす場合	<p>次の場合は、利用者（予約者）が1人もいない便となっても運行したものとみなす（利用者ゼロという実績になるもの）。</p> <p>① 予約者が当日キャンセルをしたが、当該便が運行のため山崎自動車工業株式会社を出発していた場合。</p> <p>② 山崎自動車工業株式会社が配車計画により予約者へ伝えた乗降予定時間に対し、当該予約者が乗降場所に現れなかった場合。</p> <p>③ 運行当日、当該便出発後において天候の急変等の理由により当該便の運行を続行できないと山崎自動車工業株式会社が判断した場合。</p> <p>④ その他運行したものとみなすことが妥当と認められる場合。</p> <p>※ 運行運用の詳細は、江北まちづくり会と山崎自動車工業株式会社が協議により定める。</p>
(12) 運転手による会員の確認	運行車両の運転手は、会員（予約者）が乗車する際に、上記2(3)の会員証を確認する。
(13) 利用料（運賃）、運転手による徴収	<p>① 利用料（運賃）は、会員1人1乗車ごとに500円（一律）とする（割引制度等なし）。</p> <p>② 運行車両の運転手は、会員（予約者）が降車する際に、①の利用料（運賃）を徴収する（現金支払いのみ）。</p> <p>③ 徴収した利用料（運賃）は、山崎自動車工業株式会社の直接の収入となり、後日、上記1(5)に係る業務委託費と精算することにより、間接的に当該事業の財源となる。</p>
(14) 事故対応	事故が起きてしまった場合は、山崎自動車工業株式会社がタクシー事業者として必要な事故対応を行うとともに、江北まちづくり会へ速やかに事故、対応の状況等を報告する。
(15) 運行実績報告	山崎自動車工業株式会社は、運行実績を1日ごとに記録し、江北まちづくり会へ報告する。
(16) 委託料	上記1(5)に係る業務委託料は、運行1便1台につき、税込3,200円から上記(13)の利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。
(17) その他運行制度の運用の詳細等	具体的な運用の詳細については、江北まちづくり会と山崎自動車工業株式会社が協議により定める。

豊幌地区におけるデマンド型交通運行事業 制度設計書

1. 事業全体の概要

区 分	内 容
(1) 事業主体	所在地：江別市豊幌美咲町12番地の11 名 称：豊幌デマンド交通運営協議会 (豊幌両自治会連絡協議会内)
(2) 事業の目的	バス路線のない豊幌地区の高齢者等の通院、買物等を支援するため、持続可能な交通手段として乗合運送の運行を実施するもの。
(3) 事業の構成	① 会員制度の運営（会員の募集、登録、会費の徴収等） ② 乗合運送の運営（会員による利用、乗合運送の実施等） ③ ①②を運営するための人員配置、会計経理その他の業務 ④ その他当該事業を実施するうえで必要な業務
(4) 運行方法	上記(3)②における実際の乗合運送の運行は、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）へ業務委託することで実施する。
(5) その他	当該事業に必要な経費は、江別市が補助する。

2. 会員制度関係

区 分	内 容
(1) 会員制度の趣旨	当該事業による乗合運送の運用の効率化や持続可能な交通手段構築のため、次のいずれかの目的により乗合運送を利用しようとする者を事前に会員として登録する。 ① 通院・入退院 ② 買物 ③ 公共施設及び公共交通機関の利用（通勤・通学を除く） ④ ①②③により利用する者の付添 ⑤ その他（豊幌デマンド交通運営協議会として必要と認める場合）
(2) 会員登録対象者	豊幌地区（豊幌花園町・豊幌美咲町・豊幌はみんぐ町及び豊幌）に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。 ① 60歳以上の者 ② 障がい者等 ③ ①②の者に付添する者 ④ その他（豊幌デマンド交通運営協議会として必要と認める者）

(3) 会員登録の方法、 会員証の交付	<p>① 当該事業による乗合運送を利用しようとする者は、豊幌デマンド交通運営協議会へ事前に会員登録を申請する。</p> <p>② 豊幌デマンド交通運営協議会は、利用対象者であると判断したときは、当該申請者に対し、会員証を交付する。</p> <p>③ 会員証の交付を受けた者（以下「会員」という。）における登録内容の変更は、①②の例による。</p>
(4) 会員の退会	<p>① 当該事業による乗合運送の利用をやめるとき</p> <p>② 豊幌地区から転出するとき</p> <p>③ 豊幌デマンド交通運営協議会として退会させると認めるとき</p>
(5) 会費	<p>豊幌デマンド交通運営協議会は、会員登録の際に月額換算400円による年会費を徴収し、当該事業の財源に充てる。（年額4,800円）</p> <p>ただし、夫婦で同時加入の場合及び付添人については割引あり。</p>
(6) 会員名簿の作成、 管理	<p>① 豊幌デマンド交通運営協議会は、会員名簿を作成、随時更新のうえ、適切に管理する。</p> <p>② 豊幌デマンド交通運営協議会は、上記1(4)のタクシー事業者に会員名簿を提供し、タクシー事業者は、会員名簿を適切に管理する（豊幌デマンド交通運営協議会とタクシー事業者の間で、個人情報保護に係る契約を締結）。</p>
(7) 会員制度運用の 詳細、会則等	<p>豊幌デマンド交通運営協議会が定める。</p> <p>※制度利用が目的ではないが、制度趣旨を理解し制度を支える目的での賛助会員を募ることができる。</p>

3. 運行制度関係

区 分	内 容
(1) 法令上の運行方法	タクシー事業者が国土交通大臣から道路運送法第4条の内、一般乗合旅客運送事業の許可を受けて運行する。
(2) 運行を受託する タクシー事業者	<p>上記1(4)によりに乗合運送の運行業務を受託するタクシー事業者は、次の者とする。</p> <p>所在地：江別市東光町14番地の4</p> <p>名称：山崎自動車工業株式会社</p>
(3) 運行形態	デマンド型、自由経路型、基本ダイヤ型
(4) 運行地域、 乗降場所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者側地区（乗降場所） 豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、豊幌の会員（予約者）の自宅前 ・市街地側乗降場所 ①市立病院 ②2番通4丁目 ③やまもと整形

	④江別市役所 ⑤谷藤病院 ⑥イオン江別店 ⑦野幌病院 ⑧イオンタウン江別 ⑨溪和会江別病院																														
(5) 運行車両	会員（予約者）が4名まで乗ることのできる車両																														
(6) 運行日等	① 運行日は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の週5日。ただし、これに関わらず、祝日および12月29日から1月3日の期間（年末年始）は運行しない。 ② また、天候の急変等により、運行の安全に支障があるものと認められる日、時間は運行しない。																														
(7) 車両の表示	会員（予約者）等から豊幌地区デマンド型交通の運行車両であることが分かるよう、車両に表示する。																														
(8) 運行便	1日8便（往路3便、復路5便）を設定し、会員から利用予約のある便を運行する。（乗合状況により発着予定時刻は前後する） ① 往路（発着予定時刻） <table border="1" data-bbox="534 846 1331 1043"> <thead> <tr> <th></th> <th>豊幌地区発</th> <th>市街地着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1便</td> <td>8：00頃</td> <td>8：30頃</td> </tr> <tr> <td>第2便</td> <td>9：30頃</td> <td>10：00頃</td> </tr> <tr> <td>第3便</td> <td>13：00頃</td> <td>13：30頃</td> </tr> </tbody> </table> ② 復路（発着予定時刻） <table border="1" data-bbox="534 1137 1331 1435"> <thead> <tr> <th></th> <th>市街地発</th> <th>豊幌地区着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4便</td> <td>11：00頃</td> <td>11：30頃</td> </tr> <tr> <td>第5便</td> <td>12：00頃</td> <td>12：30頃</td> </tr> <tr> <td>第6便</td> <td>14：00頃</td> <td>14：30頃</td> </tr> <tr> <td>第7便</td> <td>15：00頃</td> <td>15：30頃</td> </tr> <tr> <td>第8便</td> <td>16：00頃</td> <td>16：30頃</td> </tr> </tbody> </table>		豊幌地区発	市街地着	第1便	8：00頃	8：30頃	第2便	9：30頃	10：00頃	第3便	13：00頃	13：30頃		市街地発	豊幌地区着	第4便	11：00頃	11：30頃	第5便	12：00頃	12：30頃	第6便	14：00頃	14：30頃	第7便	15：00頃	15：30頃	第8便	16：00頃	16：30頃
	豊幌地区発	市街地着																													
第1便	8：00頃	8：30頃																													
第2便	9：30頃	10：00頃																													
第3便	13：00頃	13：30頃																													
	市街地発	豊幌地区着																													
第4便	11：00頃	11：30頃																													
第5便	12：00頃	12：30頃																													
第6便	14：00頃	14：30頃																													
第7便	15：00頃	15：30頃																													
第8便	16：00頃	16：30頃																													
(9) 予約受付等	① 予約受付窓口は、山崎自動車工業株式会社に置く。 ② 会員からの予約の締切時間は、当該便運行日の前日の17時とする。 ③ 予約には、電話、FAX等を使用する。 ④ 予約締切後、山崎自動車工業株式会社は、予約状況をもとに配車計画を作成し、運行する。 ⑤ 山崎自動車工業株式会社は、配車計画および運行当日の配車実績を豊幌デマンド交通運営協議会へ提供する。 ※ 予約方法の運用の詳細は、豊幌デマンド交通運営協議会と山崎自動車工業株式会社が協議により定める。																														
(10) 同一便での増車	1便あたりの会員の予約が、乗車定員4名を超える場合、同一便で1台まで増車する（8名まで予約受付可能）。																														

	ただし、当面の間は、コロナウイルス対策のため、乗車定員3名を超える場合、同一便で1台まで増車する。(6名まで予約受付可能)
(11) 運行したものとみなす場合	<p>次の場合は、利用者（予約者）が1人もいない便となっても運行したものとみなす（利用者ゼロという実績になるもの）。</p> <p>① 予約者が当日キャンセルをしたが、当該便が運行のため山崎自動車工業株式会社を出発していた場合。</p> <p>② 山崎自動車工業株式会社が配車計画により予約者へ伝えた乗降予定時間に対し、当該予約者が乗降場所に現れなかった場合。</p> <p>③ 運行当日、当該便出発後において天候の急変等の理由により当該便の運行を続行できないと山崎自動車工業株式会社が判断した場合。</p> <p>④ その他運行したものとみなすことが妥当と認められる場合。</p> <p>※ 運行運用の詳細は、豊幌デマンド交通運営協議会と山崎自動車工業株式会社が協議により定める。</p>
(12) 乗務員による会員の確認	運行車両の乗務員は、会員（予約者）が乗車する際に、上記2(3)の会員証を確認する。
(13) 乗務員による運賃の徴収	<p>① 利用料（運賃）は、会員1人1乗車ごとに700円（一律）とする（割引制度等なし）。</p> <p>② 運行車両の運転手は、会員（予約者）が降車する際に、①の利用料（運賃）を徴収する（現金支払いのみ）。</p> <p>③ 徴収した利用料（運賃）は、山崎自動車工業株式会社の直接の収入となり、後日、上記1(4)に係る業務委託費と精算することにより、間接的に当該事業の財源となる。</p>
(14) 事故対応	事故が起きてしまった場合は、山崎自動車工業株式会社がタクシー事業者として必要な事故対応を行うとともに、豊幌デマンド交通運営協議会へ速やかに事故、対応の状況等を報告する。
(15) 運行実績報告	山崎自動車工業株式会社は、運行実績を1日ごとに記録し、豊幌デマンド交通運営協議会へ報告する。
(16) 委託料	上記1(4)に係る業務委託料は、運行1便1台につき、税込5,100円から上記(13)の利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。
(17) その他運行制度の運用の詳細等	具体的な運用の詳細については、豊幌デマンド交通運営協議会と山崎自動車工業株式会社が協議により定める。